

## 米国財務省、CFIUS 既知投資家プログラムに関する情報提供要請を発出

マシュー・R・ラビノウィッツ、ザック・J・ローゼン、サハル・ハフィーズ、アタ・A・アキナー、タイシュウ・ピット、  
ダニエル・スタインフェルド

- 対米外国投資委員会 (Committee on Foreign Investment in the United States, CFIUS) により提案された既知投資家プログラム (Known Investor Program, KIP) は、CFIUS 審査の運用において、従前から導入が期待されてきた制度であり、重要な変更をもたらす可能性があります。
- KIP は厳格な適格基準を有しており、既知投資家エンティティ (Known Investor Entity, KIE) の適格性のために要求される情報及び文書は、通常の CFIUS 申告において要求される範囲を大きく超えるものです。
- KIP の主たる対象者及び主要な受益者は、CFIUS が米国の国家安全保障に対するリスクが低いと認識する国からの CFIUS「頻回申告者 (frequent filers)」となる可能性が高いとされています。

2026 年 2 月 6 日、米国財務省 (U.S. Department of the Treasury, Treasury) は、CFIUS の KIP に関する [公開意見を求める情報提供要請 \(Request for Information, RFI\)](#) を発出しました。本 RFI は、2025 年 5 月に公表された KIP を正式化し、その実施を開始する米国財務省の意図を示すものです。

意見募集期間は、CFIUS に利害関係を有するあらゆるステークホルダーに対して開放されており、2026 年 3 月 18 日に終了します。

### 既知投資家プログラム (KIP)

KIP は、2025 年 2 月に公表されたトランプ政権の「[アメリカ・ファースト投資政策覚書](#)」(以下「本覚書」といいます。)に基づき導入が検討された任意参加型のプログラムです。戦略的観点からみて、本覚書は、技術、食料供給、農地、鉱物、天然資源、港湾及び海運ターミナル等の戦略的分野を含め、外国の敵対者からの投資に関連する限定的な制限を設けつつ、米国への投資を支援する政策を推進するものと解されています。

米国への投資を支援するため、本覚書は、米国財務省に対して、政府系ファンドを含む同盟国及びパートナー国の主体からの米国「先端技術その他の重要分野」への投資を一層促進するための

「ファストトラック」手続を創設するよう求めています。当該手続は、「指定された外国投資家が米国の外国敵対者と提携することを回避するとの要件を含む、適切な安全保障上の規定に服する」ものとされています。

本覚書を実施するため、米国財務省は 2025 年 5 月、今後導入予定のファストトラック手続の一環として KIP を開始する旨を公表しました。KIP においては、正式な CFIUS 申告手続に先立ち、CFIUS が外国投資家から情報を収集することが予定されています。収集される情報は、組織構造、ガバナンス及び事業活動に関する情報など、CFIUS 手続において通常収集される類型の情報と同様のものです。KIP は、取引が申告された後に CFIUS がより効率的に取引を審査し、リスクに基づく分析を実施することを可能とすることを目的としており、それにより、より安全かつ有益な対米外国投資を促進することを意図しています。KIP への参加は、特定の取引について承認を保証するものではなく、各取引は引き続き個別具体的に評価されるとしています。

米国財務省は、情報要求の詳細及びプログラム適格性に関する事項を検証することなどを目的として、2025 年後半に KIP のパイロット運用を実施しました。KIP は、頻回かつ反復的に CFIUS へ申告を行う主体を対象としており、KIP への適格性は、投資家の過去の CFIUS 申告頻度を要素の一つとして判断される可能性が高いとされています。

### KIP の主要な適格基準及び求められる情報

CFIUS は、外国投資家から本プログラムへの参加適格性を立証するための情報及び記入済み質問票を収集することを想定しています。質問及び情報の大半は、「既知投資家エンティティ」と「敵対国 (Adversary Countries)」とのとの関係性の有無を確認することに関するものです。

既知投資家エンティティ (KIE) は、外国投資家と併せて、「共通の所有又は支配 (common ownership or Control) の下にあるエンティティであって、当該外国投資家が質問票における関連質問への回答として情報を提供する対象となるもの」と定義されています。

「敵対国」には、中国 (香港及びマカオを含む)、キューバ、イラン、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア及び「ベネズエラの政治家ニコラス・マドゥロの政権」が含まれます。

敵対国及び制裁対象者に関連する適格要件はとりわけ広範に及ぶものとなります。適格基準は、厳格な所有及び支配の閾値に部分的に基づいています。これらの閾値は、敵対国又は敵対国に関連するエンティティとの関係が極めて限定的である投資家であっても、また当該関係が米国法上は許容される場合であっても、KIP への参加から排除される可能性が高いことを示唆しています。

### KIP の適格基準

その他の要件に加えて、KIP に参加する適格性を有するためには、外国投資家は、敵対国及び制裁対象者との関係に関し、以下の基準を満たさなければなりません。

- KIE は、エンティティ・リスト (Entity List)、軍事エンドユーザー・リスト (MEU List)、特別指定国民及び資産凍結対象者リスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List, SDN List)、非 SDN 中国軍産複合企業リスト (Non-SDN Chinese Military-Industrial Complex

Companies List, NS-CMIC List)、分野別制裁対象者リスト(Sectoral Sanctions Identifications List, SSI List)又は国防権限法第 1260H 条特定企業リスト(1260H List)に掲載されていないこと。

- KIE の本社又は主たる事業所が敵対国に所在しないこと。
- 敵対国の政府又はその関連エンティティが、KIE に対し 10%以上の持分を保有せず、かつ取締役(又はこれに相当する者)を指名する権利を有しないこと。
- 敵対国に所在するエンティティ又はその国民が、KIE に対し 25%を超える持分を保有しないこと。
- KIE の取締役(若しくはこれに相当する者)又は役員が、敵対国に所在せず、かつその国民でないこと。
- KIE の従業員の 50%超が敵対国に所在していないこと。
- KIE の製造施設及び／又は研究開発施設が敵対国に所在しないこと。
- KIE が、Entity List、MEU List 又は 1260H List に掲載されたエンティティから部品、設備又はインフラを調達していないこと。

### KIP に対して要求される情報

外国投資家は、KIP の質問票セクションの一環として、詳細な情報を提出することが求められます。要求される情報の量及び詳細度は、従来の CFIUS 申告において求められる範囲を超えるものです。

KIP 質問票の一環として求められる情報は、以下を含みます(一部省略)。

- KIE のガバナンス構造、関連文書及び非パッシブ株主に関する情報
- 経営体制及び意思決定プロセス
- KIE の事業の特性及び企業戦略
- サイバーセキュリティ、リスク管理及びサプライチェーンの完全性に関する慣行を含む、安全保障及びコンプライアンス情報
- 既知投資家エンティティと米国政府との関係性(ネクサス)に関する情報
- 敵対国からの「検証可能な距離(verifiable distance)」を示す追加情報

## その他の適格要件

特筆すべき点として、KIP は、積極的に CFIUS へ申告を行う主体に限定される予定です。現在想定されている適格基準では、外国投資家(その子会社を含む。)が、過去 3 年間に少なくとも 3 件の申告を CFIUS に提出していること、及び今後 12 か月以内に少なくとも 1 件の申告を提出する見込みであることが求められています。

## 米国財務省の情報提供要請 (RFI)

[米国財務省による本 RFI](#) は、アメリカ・ファースト投資政策において示された主要な優先事項を維持しつつ、KIP がいかにして CFIUS 審査手続の各側面を効率化し得るかについて、公衆からの意見を求めるものです。本 RFI には、パイロット KIP において用いられた質問票及び適格基準に由来する以下のカテゴリに関する具体的な質問が含まれています。これらのカテゴリ及び質問には次のようなものが含まれます。

- **定義:** 本 RFI における定義について明確化すべき点はあるか、又は追加すべき用語はあるか。
- **エンティティの特定:** いかなる種類のエンティティが KIP への参加を希望するか。また、外国投資家は、既知投資家エンティティの一覧に含めるエンティティを決定するにあたり、いかなる要素を考慮するか。
- **適格性:** 適格基準は修正されるべきか。
- **法的及び組織的要素:** 当該情報を収集し、CFIUS に提出するにあたり、いかなる課題が生じ得るか。
- **統治並びに運営に関する人員及びプロセス。**
- **既知投資家エンティティの事業の性質及び特性。**
- **米国政府との関与及びコンプライアンス体制。**
- **敵対国からの検証可能な距離:** 検証可能な距離を判断するにあたり、追加的な要素を考慮すべきか。

また、コメント提出者は、案件審査、非通知取引、緩和措置、並びにモニタリング及び執行に関連して、CFIUS が効率性を向上させ得る追加的分野についても意見を共有することができます。これらのテーマに関する RFI の質問には次のようなものが含まれます。

- CFIUS 手続の規制上の影響は、産業分野、取引の特性又は投資家の類型に応じて調整可能か。
- 効率性の向上を図る観点から、CFIUS の権限又は手続に加え得る変更又は修正はあるか。

- 当事者は、CFIUS への申告の要否を判断するにあたり、いかなる要素を考慮しているか。
- 緩和措置合意の交渉及び実施に関して当事者と交渉する際、CFIUS が検討すべき変更はあるか。
- 取引当事者が、CFIUS への取引申告の要否及び方法を判断するにあたり、CFIUS が発出するガイダンスが有用となる論点又は分野はあるか。

## 今後の展望

CFIUS は、KIP 適格性について引き続き厳格な基準を維持する可能性が高いものの、頻回申告者であり、かつ敵対国の法域との結びつきが限定的又は存在しない外国投資家にとっては、本プログラムへの参加は有益となり得ます。本 RFI の意見募集期間は、CFIUS が本プログラムの実施に向けて移行する過程の中で、利害関係者が KIP の制度設計に関与する機会を提供するものです。

本稿の原文(英文)につきましては、[Treasury Issues Request for Information on CFIUS Known Investor Program](#) をご参照ください。

### 本稿の内容に関する連絡先

**Matthew R. Rabinowitz**

[matthew.rabinowitz@pillsburylaw.com](mailto:matthew.rabinowitz@pillsburylaw.com)

**Sahar J. Hafeez**

[sahar.hafeez@pillsburylaw.com](mailto:sahar.hafeez@pillsburylaw.com)

**Ata A. Akiner**

[ata.aker@pillsburylaw.com](mailto:ata.aker@pillsburylaw.com)

**Taishu Pitt** (日本語対応可)

[taishu.pitt@pillsburylaw.com](mailto:taishu.pitt@pillsburylaw.com)

**Daniel Steinfeld**

[daniel.steinfeld@pillsburylaw.com](mailto:daniel.steinfeld@pillsburylaw.com)

### 東京オフィス連絡先

**白井 勝己**

[katsumi.shirai@pillsburylaw.com](mailto:katsumi.shirai@pillsburylaw.com)

**松下 オリビア** (日本語対応可)

[olivia.matsushita@pillsburylaw.com](mailto:olivia.matsushita@pillsburylaw.com)

**サイモン・バレット**

[simon.barrett@pillsburylaw.com](mailto:simon.barrett@pillsburylaw.com)

### ニューヨークオフィス連絡先

**秋山 真也**

[shinya.akiyama@pillsburylaw.com](mailto:shinya.akiyama@pillsburylaw.com)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**栗原良子**

[rico.kurihara@pillsburylaw.com](mailto:rico.kurihara@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.